

情報公開審査会の答申概要（答申第 28 号）

- 1 公開請求文書 石川県警察本部長出席の会議、署長会議、公安委員会会議、全国本部長会議、管区本部長会議の復命書（平成 12 年から平成 14 年 6 月 14 日までの分）
- 2 担当課（所） 警察本部警務部総務課
- 3 不服申立て等の経緯
- | | | | | |
|---------------|-------|--------------|----|---|
| (1) H14. 6.14 | 公開請求 | (4) H14.7.12 | 諮詢 | 問 |
| (2) H14. 6.24 | 不存在決定 | (5) H16.8.20 | 答 | 申 |
| (3) H14. 7. 5 | 審査請求 | | | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

対象公文書について、作成していないことを理由に不存在としたことは、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 11 条 2 項(不存在)	<p>(対象公文書の不存在について)</p> <p>「復命書」は、上司から出張や特定事項の調査等を命ぜられた場合に、その内容、結果等を命令者に報告するために作成する文書である。</p> <p>実施機関における「復命」については、石川県警察の処務に関する訓令第 56 条で「職員は、出張から帰庁したときは、すみやかにその結果を、文書又は口頭で旅行命令権者に報告しなければならない。」旨規定されており、旅行命令権者に文書で復命する場合に「旅行復命書」が作成されている。</p> <p>県警察における旅行命令等の権限については、警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号）第 4 条の規定により警察本部長に委任されており、警察本部長は旅行命令権者である。</p> <p>警察本部長は、旅行命令権者である自らの会議出席に係る出張復命書を作成することなく、会議の内容、結果等を部下に直接指示するなど、適切に事務が執行されている。</p> <p>よって、復命書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はないものと考えられる。</p> <p>また、警察本部長に随行した職員の復命は口頭で行われており、復命書は作成していないという実施機関の説明についても、旅行命令権者である警察本部長は会議に出席しておりその内容を十分に把握できることから、不合理な点はないものと考えられる。</p>

- 5 審議経過 審査回数 2 回

(別 紙)
答申第28号

答 申 書

平成16年8月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、作成していないことを理由として不存在とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年6月14日に「平成12年、平成13年、平成14年6月14日までの石川県警察本部長出席の会議、署長会議、公安委員会会議、全国本部長会議、管区本部長会議の復命書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「石川県警察本部長出席の会議、署長会議、公安委員会会議、全国本部長会議、管区本部長会議の復命書」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成14年6月24日に審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

旅行命令権者でもある警察本部長に対する復命文書は作成しておらず、現存しない。

3 審査請求

審査請求人は平成14年7月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 質問

石川県公安委員会は平成14年7月12日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び実施機関の理由説明書に対する意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、当審査会における意見の陳述の機会は求めない旨、審査請求人から口頭で意思表

示があった。

ア 公文書公開を求めた事由は、全国民が期待する全国的に多発している警察官犯罪の防止、安全な都市づくりと警察刷新である。非公開では警察刷新は不可能であり、犯罪が増大することは、全国の状況からも明白である。

イ 旅行命令権者が警察本部長であるから会議の記録がないというのは、公務ではなく私的用務であり、公私混同である。

ウ 警察本部長が出席する会議には、必ず会議記録等のために随行公務員が同行する。

配布された資料、公文書で、会議後の方針、政省令等の重要な政策が実行されるのであり、復命書がなければ公務はできない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 復命書について

復命については、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第56条（出張の復命）で「職員は、出張から帰庁したときは、速やかにその結果を、文書又は口頭で旅行命令権者に報告しなければならない。」と規定され、文書で復命する場合は「旅行復命書」が作成されている。

2 対象公文書不存在の理由について

本件公開請求に係る公文書は、警察本部長が出席した会議に係る復命書であるところ、旅行命令権者でもある警察本部長が自らの会議出席に伴う出張復命を行うことはなく、復命書は作成していない。

また、全国会議等に警察本部長が出席する際には、通常、総務課長が随行しているが、総務課長の復命は警察本部長に対して口頭で行われており、復命書の作成は行われておらず、保有していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、警察本部長が会議に出席した際に、警察本部長自ら又は随行者が作成した復命書である。

3 本件公文書の不存在について

「復命書」は、上司から出張や特定事項の調査等を命ぜられた場合に、その内容、結果等を命令者に報告するために作成する文書である。

実施機関における「復命」については、石川県警察の処務に関する訓令第56条で「職員は、出張から帰庁したときは、すみやかにその結果を、文書又は口頭で旅行命令権者に報告しなければならない。」旨規定されており、旅行命令権者に文書で復命する場合に「旅行復命書」が作成されている。

県警察における旅行命令等の権限については、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第4条の規定により警察本部長に委任されており、警察本部長は旅行命令権者である。

したがって、警察本部長は、旅行命令権者である自らの会議出席に係る出張復命書を作成することがなく、会議の内容、結果等を部下に直接指示するなど、適切に事務が執行されている。

よって、復命書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はないものと考えられる。

また、警察本部長に随行した職員の復命は口頭で行われており、復命書は作成していないという実施機関の説明についても、旅行命令権者である警察本部長は会議に出席しておりその内容を十分に把握できることから、不合理な点はないものと考えられる。

なお、知事部局の職員に適用される石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）第77条第2項ただし書は「当該旅行が上司に随行した場合または用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には、口頭で復命することができる。」旨規定している。

したがって、本件公文書は存在しないものと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書等の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 12	○ 諸問を受けた。(諸問案件第48号)
14. 8. 23	○ 公安委員会から理由説明書を受理した。
14. 9. 25	○ 審査請求人から意見書を受理した。
16. 7. 16 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 8. 10 (第115回審査会)	○ 事案の審議を行った。